

## パブリック・コメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	E	中学生や高校生の交通安全教育の範囲に、当該年齢であれば本人の民事責任が免れない可能性を考慮し、「自転車事故における加害者の責任」や「運転者の責任」を含め、自転車保険等「その備え」について学習することが非常に重要と考え、計画上に明記いただきたい。	県としては、交通事故の被害者にも加害者にもならないため、これまでも児童・生徒の発達段階に応じて交通安全教育を行ってきており、今後も引き続き、効果的な交通安全教育等により交通安全思想の普及に取り組んでまいります。
2	E	自転車運転者について、「自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、交通事故の防止を自らの課題として認識してもらい、安全な利用に向けた意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を強力に推進」されることに賛同いたします。	ご賛同いただきありがとうございます。関係者の皆さんの協力を得つつ、自転車保険の加入促進を推進していきます。
3	E	「反射材用品等の普及促進」に賛同いたします。	ご賛同いただきありがとうございます。関係者の皆さんのご協力をいただきながら、反射材用品の普及促進に努めてまいります。
4	E	「飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進」に賛同します。	ご賛同いただきありがとうございます。飲酒運転の根絶に向けて努めてまいります。
5	E	「(1)無保険（無共済）・無車検車両対策の徹底」について、県や市町における無保険車に対する直接的な取組に賛同いたします。なお、原動機付自転車をはじめとした250cc以下の自動二輪者等の無保険車両の運行防止の取組についても計画での明記が必要と考えます。	県としては、これまでも全ての車両に対する自動車損害賠償責任保険（共済）の加入広報を行ってきており、今後も同様の広報啓発を行ってまいります。
6	E	自転車損害賠償責任保険の加入促進の取組については2. 交通安全思想の普及徹底「(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進」「ウ 自転車の安全利用の推進」の中で触れていただいておりますが、令和2年12月に公表された「佐賀県自転車活用推進計画」でも指摘されているように「自転車保険の認知度が約8割と高いのに対し、加入している割合は約3割と低い。」ことを考慮すると交通安全教育の推進だけにとどまらず、無保険利用者に対する直接的な取組も必要と思慮します。つきましては、「7. 被害者支援の充実と推進」において、県や県警による自転車利用者に対する街頭指導活動など、自転車賠償責任保険の普及に関する取組を計画に明記いただきたいと考えます。	県としては、自転車保険の普及促進を図るため、街頭におけるチラシ配布や様々な媒体等を利用した広報啓発を行ってまいります。

### ※反映区分

- 「 A 」 計画等と同趣旨のもの
- 「 B 」 計画等の修正を行ったもの
- 「 C 」 計画等の推進の段階で検討するもの
- 「 D 」 計画等の修正が困難なもの
- 「 E 」 計画等に関する感想や質問であるもの